

第91期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
場所 佐賀市唐人二丁目7番20号
当行本店8階大会議室

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

本総会におきましては、新型コロナウイルス感染の可能性が懸念されております。

ご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

ご出席株主さまへのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目 次

- 第91期定時株主総会招集ご通知 1
- インターネット等による議決権行使のご案内 3

<株主総会参考書類>

- 第1号議案 剰余金の処分の件 5
- 第2号議案 取締役5名選任の件 6
- 第3号議案 監査役1名選任の件 12
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 13

<添付書類>

- 事業報告 14
- 計算書類等 28



証券コード：8395

株 主 各 位

佐賀市唐人二丁目7番20号

株式会社 **佐賀銀行**

取締役頭取 坂 井 秀 明

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 佐賀市唐人二丁目7番20号 当行本店8階大会議室
3. 目的事項

報告事項

- 1.第91期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
- 2.第91期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使

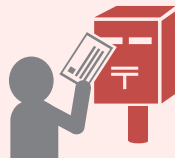


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月26日（金）
午前10時

郵送（書面）による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木）
午後5時30分到着分まで

電磁的方法 （インターネット等） による議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日（木）
午後5時30分まで

3～4 頁の「インターネット等による
議決権行使のご案内」をご確認ください。

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.sagabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) 当行の新株予約権等に関する事項 | (5) 親会社等との間の取引に関する事項 |
| (2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | (6) 会計参与に関する事項 |
| (3) 業務の適正を確保するための体制および運用状況 | (7) その他 |
| (4) 特定完全子会社に関する事項 | |

2. 計算書類等

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 株主資本等変動計算書 | (3) 連結株主資本等変動計算書 |
| (2) 個別注記表 | (4) 連結注記表 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類等及び連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類等及び連結計算書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.sagabank.co.jp/>）にて、修正後の内容を開示いたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

ご注意事項

- 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

アクセス手順について



ID・パスワード入力 する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>

または

みずほ信託 議決権行使サイト

検索



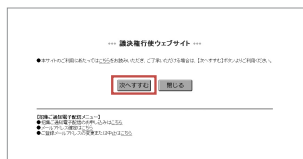
「スマート行使」による 方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのQRコード読み取りアプリを起動して、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、ウェブブラウザを起動させる

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



次へすすむをクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

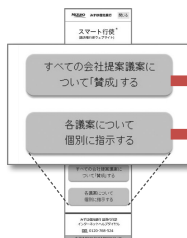


議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了
です。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、上記「ID・パスワード入力する方法」でご修正いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、1株につき35円といたしたいと存じます。これにより中間配当35円と合わせた当期の配当金は、当初の予定通り1株につき70円となります。

なお、今後につきましては、引き続き安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を図っていきたいと考えております。

また、内部留保として別途積立金に1,000,000,000円を積立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金35円 総額586,089,665円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

2. その他の剰余金に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 1,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役富永金吾、堤和幸、鵜池徹の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役今泉直、田代朗、二瓶富夫の3氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、これに伴い取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	とみ なが きん ご 富 永 金 吾 再 任	常務取締役
2	つつみ かず ゆき 堤 和 幸 再 任	常務取締役
3	うの いけ とおる 鵜 池 徹 再 任	取締役
4	む た ひ で みつ 牟 田 日 出 光 新 任	執行役員 佐賀南ブロック長兼本店営業部長
5	こう そ ひろし 高 祖 浩 新 任	営業統括本部副本部長

取 締 役 候 補 者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
1	<small>とみ</small> <small>なが</small> <small>きん</small> <small>ご</small> 富 永 金 吾 (1960年3月15日生) 再 任	1982年 4 月 当行入行 2001年 6 月 同片江支店長 2004年 6 月 同西新町支店長 2007年 6 月 同久留米支店長 2010年 6 月 同唐津エリア長兼唐津支店長 2012年 6 月 同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長 2014年 4 月 同執行役員営業統括本部福岡本部推進部長 2016年 4 月 同執行役員営業統括本部営業推進部長 2016年 6 月 同取締役営業統括本部営業推進部長 2018年 6 月 同常務取締役 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 1982年入行後、鳥栖支店長、福岡本部推進部長、営業推進部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2014年から執行役員、2016年から取締役、2018年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。	2,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
2	<p data-bbox="219 450 495 500">つつみ かず ゆき 堤 和 幸</p> <p data-bbox="219 500 495 541">(1960年5月29日生)</p> <p data-bbox="309 571 405 612">再任</p>	<p>1984年4月 当行入行</p> <p>2002年6月 同松原支店長</p> <p>2004年4月 同干隈支店長兼野芥支店長</p> <p>2004年6月 同干隈エリア長兼干隈支店長兼野芥支店長</p> <p>2006年6月 同博多駅東エリア長兼 博多駅東支店長兼那珂支店長</p> <p>2008年6月 同東京支店長兼総合企画部東京事務所長</p> <p>2010年6月 同久留米支店長</p> <p>2012年6月 同神野町エリア長兼神野町支店長</p> <p>2015年4月 同執行役員神野町エリア長兼神野町支店長</p> <p>2016年4月 同執行役員本店営業部長</p> <p>2016年6月 同取締役本店営業部長</p> <p>2018年4月 同取締役</p> <p>2018年6月 同常務取締役 現在に至る</p> <p>(取締役候補者として選任した理由) 1984年入行後、神野町支店長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2015年から執行役員、2016年から取締役、2018年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といいたしました。</p>	7,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
3	<p style="text-align: center;"> <small>うの</small> <small>いけ</small> <small>とおる</small> <small>鵜</small> <small>池</small> <small>徹</small> (1962年4月24日生) 再任 </p>	<p> 1986年4月 当行入行 2004年6月 同片江支店長 2006年6月 同干隈エリア長兼干隈支店長兼野芥支店長 2007年6月 同八幡支店長 2010年6月 同春日エリア長兼春日支店長兼 須玖支店長兼那珂川支店長 2010年10月 同春日エリア長兼春日支店長兼須玖支店長 2012年6月 同博多支店長 2014年4月 同福岡支店長 2015年3月 同福岡エリア長兼福岡支店長 2016年4月 同営業統括本部福岡本部推進部長 2017年4月 同執行役員営業統括本部福岡本部推進部長 2018年4月 同執行役員本店営業部長 2018年6月 同取締役本店営業部長 2020年4月 同取締役 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 1986年入行後、福岡本部推進部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2017年から執行役員、2018年から取締役に務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。 </p>	1,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
4	<p style="text-align: center;">む た ひ で みつ 牟 田 日 出 光 (1964年7月2日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</p>	<p>1987年4月 当行入行 2010年6月 同干隈エリア長兼干隈支店長兼野芥支店長 2012年6月 同姪浜支店長 2014年4月 同博多支店長 2016年4月 同伊万里支店長 2018年4月 同執行役員福岡エリア長兼福岡支店長 2020年4月 同執行役員佐賀南ブロック長兼本店営業部長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者として選任した理由) 1987年入行後、伊万里支店長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2018年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。</p>	897株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
5	<p style="text-align: center;"> <small>こう</small> <small>そ</small> <small>ひろし</small> 高 祖 浩 (1965年6月18日生) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div> </p>	<p> 1988年4月 当行入行 2009年6月 同志免支店長 2011年6月 同二日市エリア長兼二日市支店長 2013年4月 同博多駅東支店長 2016年4月 同福岡エリア長兼福岡支店長 2018年4月 同営業統括本部営業支援部長 2020年4月 同営業統括本部副本部長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 1988年入行後、福岡支店長、営業支援部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。 </p>	1,277株

(注) 各取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役井寺修一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行株式の数
井 寺 修 一 (1977年6月15日生) 再 任 社 外	2005年10月 弁護士開業 2016年6月 当行監査役 現在に至る (社外監査役候補者として選任した理由) 弁護士として企業法務・自治体法務等専門的な知識及び経験を有しております。2016年から社外監査役を務め、客観的な立場から公正中立・適時適切な意見・助言をいただいております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、引き続き、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として社外監査役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の井寺修一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
同氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 井寺修一氏は、現在、当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
当行は社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者井寺修一氏は、現在当行社外監査役としてすでに責任限定契約を結んでおりますが、選任後も当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2016年6月29日開催の第87期定時株主総会において補欠監査役に選任されました吉村眞介氏の選任の効力は、定款第32条第3項の規定に基づき本総会の開始の時までとなりますので、定款に定める社外監査役でない監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補 欠 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行株式の数
<small>くさ ば みのる</small> 草 場 稔 (1958年3月2日生)	1981年4月 当行入行 2001年6月 同麦野支店長 2002年9月 同審査第一部副部长 2007年6月 同審査第一部長 2008年6月 機構改編により同審査管理部長 2009年6月 同人事企画部長 2012年6月 同執行役員人事企画部長 2013年4月 同執行役員 2013年6月 同常勤監査役 2017年6月 佐銀リース株式会社代表取締役専務 現在に至る (補欠監査役候補者として選任した理由) 1981年入行後、審査管理部長、人事企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2012年から執行役員、2013年から2017年まで常勤監査役を務め、その後は関連会社代表取締役専務を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として補欠監査役候補者といたしました。	3,781株

(注) 草場 稔氏と当行の間には、通常の銀行取引があります。

以 上

第91期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

【金融経済環境】

2019年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が継続したものの、米中貿易摩擦の長期化に加え、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症が国内外経済に与える影響が拡大する等、先行きについては一段と厳しい状況で推移しました。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましても、消費税増税や新型コロナウイルス感染症などの影響から、個人消費や輸出・生産を中心に足もと弱い動きとなっております。

金融業界につきましては、マイナス金利政策が継続する資金運用環境下、企業向け貸出や個人ローンマーケットにおいて、金利は極めて低水準で推移しています。引続き日米欧の金融緩和政策や、世界的な新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響等について注視する状況にあります。

【事業の経過及び成果】

○第16次中期経営計画

こうした金融経済環境のなか、当行は2019年度からスタートした第16次中期経営計画（2019年4月1日～2022年3月31日）で、「このまちで、あなたと・・・地域の活力を未来へつなぐ銀行」を目指す姿とし、その基本方針に「コンサルティングを起点とする営業態勢の構築と生産性向上による効率化を進め、対顧客利益の黒字化を実現します。」「地域経済の活力となる良質な金融サービスを提供し、さらなる金融仲介機能の向上を実現します。」の2つの項目を掲げ、全行員のコンサルティング能力を高め、ステークホルダーの皆さま（お客さま、株主さま、地域社会、従業員）の将来のお役に立つ良質な金融サービスをご提供し続けることで、「地域活性化」と「当行の経営体力増強」の好循環を確立し、地域の未来へとつなげてまいります。

○店舗・チャネル

店舗などのお客さまとのチャネルにつきましては、お客さまのニーズや動向を踏まえた上で、見直しを実施しました。

有人店舗につきましては、2019年10月に鳥栖支店旭出張所を鳥栖支店内へ、また

2019年11月に嘉瀬町支店および嘉瀬町支店久保田出張所を与賀町支店内へブランチインブランチ方式により移転統合しました。また、無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、上記移転統合前の店舗所在地3カ所に新設し、14カ所を廃止しました。この結果、当年度末の有人店舗数は本支店72カ店、出張所31カ所、店舗外現金自動設備は87カ所となりました。

○地方創生及び事業性評価に向けた取組み

地方創生に向けた取組みについては、お客さまの付加価値向上と地域の価値向上の2つの面から、当行が能動的にお手伝いすることで、活力ある地域未来の創造＝地域社会の発展に資することを目指しております。

2019年度において、当行はC S R私募債「地域の芽・育む債」にて103件（前年度比+68件）、金額77億円（前年度比+44億円）をお引受けしております。C S R私募債は、お客さまの私募債発行を通じて、教育環境の向上による地域社会への貢献を目的としたものであり、お客さまからいただいた発行手数料の一部を活用して、指定される教育機関に教育関連物品を寄付することとしております。2017年度にC S R私募債を商品化し、以降、地域のお客さまに対して、最も身近な営業担当者を通じたアナウンスにより、「地域の芽（＝子供たち）を大切に育て応援する」という本商品の趣旨に基づく地域貢献にご賛同を得られたものと考えます。

また、お取引先の事業承継支援にも積極的に取り組みました。経営者の高齢化や後継者問題等、事業承継が多くの企業にとって喫緊の経営課題となっている中、地域銀行としての役割を果たすべく各営業店と本部が一体となって課題解決のためのサポートを強化し、地域の事業者の方々から多くのご希望、ご要請をいただいています。なかでも後継者不在の企業については、第三者への承継（M&A）支援として当行が相手先のマッチングから実行支援までお手伝いし、廃業を防ぐことが出来た事例も含まれております。

そして、2019年9月の地方銀行フードセレクションではお取引先56社（参加銀行55行中4年連続最多）が出展され、多くの商談機会と成約に結びつきました。出展者に対しては商談会の事前準備、商品のP R手法、出展後の営業手法などを学んでいただく勉強会を開催、また商談会当日は当行行員が出展者と一体となり、商品をバイヤーにP Rし、販路拡大をお手伝いしました。今後も商談会や販路情報の提供等によりお客さまの販路拡大を積極的に支援してまいります。

また、2019年12月には、J Aバンク佐賀・日本政策金融公庫と連携し、次世代を担う農業の若手経営者を養成すべく「第2回佐賀農業経営トップランナー養成塾」を開催しました。各受講者のニーズをふまえた個別カリキュラムを組み有益な情報を提供・共有し参加者の研鑽を図ることで、農業経営者の育成支援に資するものです。また、3機関の若手職員の農業に関する知識や提案力向上を目的とした合同勉強会も開催しており、地域産業の活性化に地元金融機関として貢献出来る態勢を構築してまいります。

今後とも当行が営業基盤としている佐賀、福岡、長崎という地域の発展なくして、当行の発展はないという考え方のもと、事業性評価をベースとしたコンサルティング能力の発揮により、地域との共通価値を創造し、未来へつなぐ活力を見出していきたいと考えています。

○取扱商品・サービスなどの拡充

当行は、「フィデューシャリー・デューティー（お客さま本位の業務運営）の実践に向けた取組み方針」に基づき、専門知識と人間力に磨きをかけて、真にお客さまのお役に立てるよう、全員F A（ファイナンシャルアドバイザー）の営業態勢を一層強めてまいります。

「人生100年時代」といわれる現代では、ご高齢者さまから若い世代の方まで、全ての方が健康で、かつ安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題と言われております。当行では、持続可能な社会形成に貢献するために、資産形成、ご相続対策、離れてお暮らしのご家族さまへのご心配などのお客さまのお悩み、課題を解決するサービスのご提供に取組んでまいります。

一方で、社会のデジタル化の流れは加速しており、多様化しているお客さまのニーズに対応するため、払込票決済サービス「PayB」に加え、今年度には「LINE Pay」、「メルペイ」、「J-Coin Pay」について当行口座接続を開始し、スマートフォンによる決済サービスを拡大しました。今後はブランドデビットカードの導入に向けても準備を進めてまいります。

また、お客さまにより便利に当行とお取引いただくため、2020年1月にiBankマーケティング株式会社と基本合意を締結し、同社が提供するアプリ「Wallet+」の導入に向けた準備を進めてまいります。これにより、「残高・入金明細」の照会だけでなく、「目的預金」の作成、「佐賀銀行カードローン」の即時利用や資産運用等、ひとつのアプリを通じて幅広い金融サービスを提供できる環境を構築してまいります。

○SDGsへの取組み

当行グループは、国連が定めたSDGs(持続可能な開発目標)の趣旨に賛同し、「佐賀銀行グループSDGs宣言」を2019年10月に制定しました。

今後も地域の社会、経済の持続的な成長・発展に対しての社会的な役割を強く認識し、責任ある取組みを行ってまいります。

以上のような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

2020年3月末の総預金残高は、個人預金が482億円、一般法人預金は249億円伸びたことで、前事業年度末比870億円増加し2兆3,779億円となりました。

総貸出金残高に関しましても、東京地区への貸出が増加したことで、前事業年度末比433億円増加し1兆7,741億円となりました。

有価証券につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら資金の有効な運用に努めており、前事業年度末比574億円増加し5,282億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は、前事業年度末と比べて利益の積み上げ等により8億円の自己資本の増加があったものの、有価証券の増加を主因に205億円のリスクアセットの増加があったことにより、前事業年度末比0.12%ポイント減少し8.03%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、2019年3月末の2.15%が2020年3月末には2.06%となりました。

○損益状況

経常収益は、役務取引等収益が前事業年度比6億30百万円増加したことや、国債等債券売却益11億41百万円の増加があったものの、株式売却益66億44百万円の減少を主因に、前事業年度比54億95百万円減少し334億76百万円となりました。

経常費用につきましては、国債等債券売却損が前事業年度比29億87百万円減少したことや、貸倒引当金繰入額が26億58百万円減少したこと等から、前事業年度比64億78百万円減少し292億43百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度比9億83百万円増加し、42億33百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、前事業年度に特別利益として計上した固定資産処分益7億54百万円の反動減等もあり、前事業年度比3億19百万円減少し23億11百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

長引く低金利環境下、地域銀行は従来のビジネスモデルである預貸金業務や有価証券業務において従前レベルの採算確保が難しい状況に直面しております。

2019年3月期においては、地域銀行105行中、当行を含めおよそ半数の銀行で対顧客利益（有価証券業務を除いた利益）が赤字となっており、厳しい収益状況が続いていますが、そのような状況下、2020年3月期の当行の対顧客利益は未だ2億39百万円の赤字ではあるものの、前年比14億92百万円の増加と大幅な赤字幅の改善となりました。

当行では2019年度を初年度とする第16次中期経営計画（2019年4月1日～2022年3月31日）においては、「このまちで、あなたと・・・地域の活力を未来へつなぐ銀行」を目指すべき姿としており、徹底した対顧客サービスの拡充と生産性向上による対顧客利益の黒字化を最大の目標として掲げ、金融仲介機能の十分な発揮により地域の活性化に貢献していくことを目指しております。

その中で、2020年4月より「営業店BPRプロジェクト」に全行を挙げての取組みを開始しています。これにより営業店業務の抜本的な効率化を進め、営業の量増加と質向上によりお客さまとの接点強化を実現し、生産性の高い営業態勢の構築を目指しております。

また、お客さまに対するコンサルティング機能を一層強化するべく2020年4月より、当行の営業店ネットワークを9つのブロックに編成した営業態勢とする「ブロック制」を新設しました。各ブロックに専門性の高い本部行員（事業承継、M&A、医療など）が駐在し、本部と営業店が一体となり現場力を高めた営業態勢を構築してまいります。

当行は、今後とも「ひたむきさや誠実さ」を基本姿勢としながらお客さまと接し、一方で効率的経営を目指し、全役職員一丸となって努力してまいり所存でございますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	21,582	22,377	22,908	23,779
定期性預金	8,033	7,869	7,760	7,678
その他	13,548	14,507	15,148	16,100
貸 出 金	14,565	15,152	17,308	17,741
個人向け	3,800	3,883	3,932	3,939
中小企業向け	7,341	7,987	8,402	8,393
その他	3,423	3,281	4,973	5,409
特定取引資産 (トレーディング資産)	—	—	—	—
特定取引負債 (トレーディング負債)	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	6,678	5,330	4,708	5,282
国 債	716	348	253	248
地 方 債	2,495	2,014	1,942	2,113
そ の 他	3,465	2,967	2,512	2,919
総 資 産	23,349	24,185	24,673	25,553
内 国 為 替 取 扱 高	211,422	217,217	219,057	217,407
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 631	百万ドル 626	百万ドル 734	百万ドル 734
経 常 利 益	百万円 3,394	百万円 11,278	百万円 3,250	百万円 4,233
当 期 純 利 益	百万円 2,859	百万円 12,597	百万円 2,630	百万円 2,311
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 171.21	円 銭 753.48	円 銭 157.16	円 銭 138.02
信 託 財 産	—	—	—	—
信 託 報 酬	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 —

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております (以下の各表における金額についても同様であります)。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式の併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2016年度の期首に当該株式の併合が行われたと仮定して算定しております。
3. 当行は、銀行法第17条の2の規定に基づく特定取引勘定を設置しておりましたが、2019年4月1日より同勘定を廃止いたしました。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,405人	1,434人
平 均 年 齢	40年4月	40年1月
平 均 勤 続 年 数	17年11月	17年9月
平 均 給 与 月 額	363千円	368千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
佐 賀 県	61店 (うち出張所 22)	61店 (うち出張所 22)
長 崎 県	3 (// →)	3 (// →)
福 岡 県	38 (// 9)	38 (// 9)
東 京 都	1 (// →)	1 (// →)
合 計	103 (// 31)	103 (// 31)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備87カ所（前年度末98カ所）を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所 該当ありません。

(注) 1. 当年度において次の店舗等の種類変更及び位置変更を行いました。
 (位置変更)

鳥栖支店旭出張所（佐賀県鳥栖市、鳥栖支店内）

嘉瀬町支店（佐賀県佐賀市、与賀町支店内）

与賀町支店久保田出張所（佐賀県佐賀市、与賀町支店内） ※管理母店変更

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設、廃止いたしました。

(新設)

肥前旭出張所（佐賀県鳥栖市、旧旭出張所所在地）

嘉瀬扇町出張所（佐賀県佐賀市、旧嘉瀬町支店所在地）

久保田徳万出張所（佐賀県佐賀市、旧久保田出張所所在地）

(廃止)

都府楼出張所（福岡県太宰府市）

スーパー栄玉本庄店出張所（佐賀県佐賀市）

サピエ出張所（佐賀県神埼市）

嬉野市嬉野総合支所出張所（佐賀県嬉野市）

佐賀大学出張所（佐賀県佐賀市）

サニー鳥栖店出張所（佐賀県鳥栖市）
多久市役所出張所（佐賀県多久市）
マルシヨク南風店出張所（福岡県糸島市）
岩屋出張所（佐賀県唐津市）
福富出張所（佐賀県杵島郡白石町）
鹿島市役所出張所（佐賀県鹿島市）
久原出張所（佐賀県伊万里市）
松浦今福出張所（長崎県松浦市）
月の浦出張所（福岡県大野城市）

- 八. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	704
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 等 の 改 築	69
事 務 機 器	112
ソ フ ト ウ ェ ア	420

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率 (注)	その他
佐銀リース株式会社	佐賀市駅南本町 4番23号	各種設備機器のリース 業務	1975年2月1日	百万円 30	% 100.00	—
佐銀信用保証 株式会社	佐賀市白山 二丁目3番16号	佐賀銀行の取り扱う個人 ローンに係る信用保 証業務	1979年4月2日	百万円 50	% 100.00	—
佐銀コンピュータ サービス株式会社	佐賀市愛敬町 7番17号	コンピュータによる情 報処理等のサービス業 務	1984年7月10日	百万円 10	% 100.00	—
株式会社 佐銀キャピタル& コンサルティング	佐賀市唐人 二丁目7番20号	有価証券の取得、保有、 売却、及びコンサルテ ィング業務	1991年3月7日	百万円 80	% 100.00	—
佐銀ビジネスサービス 株式会社	佐賀市愛敬町 7番17号	佐賀銀行の文書管理、 事務代行業務等	1978年6月1日	百万円 104	% 100.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員状況

(2019年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
陣内 芳博	取締役会長 (代表取締役)		
坂井 秀明	取締役頭取 (代表取締役)		
今泉 直	常務取締役 営業統括本部長		
田代 朗	常務取締役		
富永 金吾	常務取締役		
堤 和幸	常務取締役		
二瓶 富夫	取締役長 業務統括本部長		
中村 紳三郎	取締役 営業統括本部副本部長		
鵜池 徹	取締役長 本店営業部		
山崎 繁行	取締役長 唐津工リア 兼唐津支店長 兼唐津駅前支店長		
古舘 直人	取締役 (社外取締役)		
富吉 賢太郎	取締役 (社外取締役)	学校法人佐賀清和学園 理事長	
鶴田 賢二	常勤監査役		
井寺 修一	監査役 (社外監査役)	池田法律事務所 代表弁護士	
田中 俊章	監査役 (社外監査役)		
池田 巧	監査役 (社外監査役)		
(当年度中に退任した役員)			
古川 広直	取締役代理 営業統括本部長		2019年6月27日退任
木村 務	取締役 (社外取締役)		2019年6月27日退任
鬼崎 昭宣	監査役 (社外監査役)		2019年6月27日退任

(注) 1. 取締役古舘直人、富吉賢太郎、監査役井寺修一、田中俊章及び池田巧の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当年度中に退任した役員は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	14人	234 (47)
監査役	5人	32 (一)
計	19人	267 (47)

- (注) 1. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は39百万円です。
2. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については月額1,900万円以内、監査役については月額290万円以内であります。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額6,000万円以内であります。
3. 役員賞与金は該当ありません。
4. 報酬等の額は、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額47百万円（取締役10名分）を含んでおり、括弧内に内書きしております。
5. 上記報酬等の額のほか、2019年6月27日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に0百万円の退職慰労金を支払っております。なお、金額の中には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金繰入額0百万円が含まれております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
古 舘 直 人 (取締役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
富 吉 賢太郎 (取締役)	
井 寺 修 一 (監査役)	
田 中 俊 章 (監査役)	
池 田 巧 (監査役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
富吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園 理事長
井寺 修一	池田法律事務所 代表弁護士

(注) 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
古舘 直人 (取締役)	2015年 6月から 現在まで	取締役会17回開催中17回出席	元日本銀行勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
富吉 賢太郎 (取締役)	2019年 6月から 現在まで	取締役会13回開催中13回出席	佐賀新聞社勤務の経験と幅広い知識を活かして、発言を行っております。
井寺 修一 (監査役)	2016年 6月から 現在まで	取締役会17回開催中15回出席 監査役会27回開催中26回出席	弁護士としての専門的な知識と経験を活かして、発言を行っております。
田中 俊章 (監査役)	2018年 6月から 現在まで	取締役会17回開催中17回出席 監査役会27回開催中27回出席	元大蔵省勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。
池田 巧 (監査役)	2019年 6月から 現在まで	取締役会13回開催中13回出席 監査役会19回開催中18回出席	元佐賀県庁勤務の経験と知識を活かして、発言を行っております。

(注) 取締役富吉賢太郎については、取締役就任後に開催された取締役会の回数を記載しております。監査役池田巧については、監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の回数を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	19	—

(注) 1. 役員賞与金は該当ありません。

2. 上記報酬等の額のほか、2019年6月27日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に0百万円の退職慰労金を支払っております。なお、金額の中には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金繰入額0百万円が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 49,914千株
 発行済株式の総数 16,745千株（自己株式390千株を除く。）
 (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 6,553名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	796 ^{千株}	4.75%
佐 賀 銀 行 行 員 持 株 会	656	3.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	579	3.46
株 式 会 社 十 八 銀 行	522	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	486	2.90
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	380	2.27
株 式 会 社 肥 後 銀 行	347	2.07
株 式 会 社 福 岡 銀 行	307	1.83
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	281	1.67
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	279	1.66

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式を390千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真 弓	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	48	(注2)
指定有限責任社員 川 口 輝 朗	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—	

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部署等から必要な資料を入手し且つ説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、監査品質、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額は相当と認められたため、同意いたしております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、52百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

第91期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預け	214,398	預	現金	2,377,904
現預	金	36,159	当	金	124,265
買入金	預け	178,238	普	金	1,452,693
有価証券	債権	2,162	貯	金	4,003
	の	862	通	金	3,078
	証	528,229	定	金	767,859
	債	24,884	そ	金	26,002
	権	211,364	の	金	9,863
	託	150,120	他	金	1,741
	券	33,340	性	金	2,365
	式	108,520	の	金	6,166
	金	1,774,191	預	金	6,166
	形	6,375	マ	金	248
	付	71,138	入	金	61
	越	1,494,771	預	替	187
	替	201,906	ネ	替	20,777
	け	3,460	担	等	94
	預	2,949	保	用	658
	為	428		益	892
	為	82		品	1,252
	資	6,400		務	253
	用	15		債	17,625
	益	2,076		金	620
	品	1,159		金	1,590
	産	3,149		金	301
	産	24,151		債	3,410
	物	5,039		債	11,610
	地	17,980		計	2,436,600
	定	5	(純資産の部)		
	資	1,125	資	資本	16,062
	産	1,142	資	本	11,374
	ア	637	利	益	11,374
	産	504	そ	の	76,660
	産	889	別	の	14,926
	返	11,610	固	途	61,733
	金	△12,107	繰	越	55,800
	計	2,555,392	繰	己	254
			自	資	5,678
			株	本	△1,067
			の	株	103,029
			他	評	8,660
			再	価	8,660
			換	差	15,521
			算	額	240
			予	約	
			の	計	
			部	合	
			合	計	118,791
			計	計	2,555,392

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

第91期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科目	金額
	経常収入	23,888
	当利	18,379
	利息配分	5,296
	受取利息	1
	預金	130
	証券	80
	債権	6,876
	引当金	2,358
	繰上	4,517
	その他	1,819
	の	1,738
	の	64
	の	16
	の	892
	の	261
	の	631
	の	400
	の	314
	の	7
	の	46
	の	19
	の	12
	の	0
	の	3,919
	の	718
	の	3,201
	の	1,053
	の	543
	の	424
	の	84
	の	0
	の	22,106
	の	1,762
	の	1,452
	の	56
	の	12
	の	240
	の	4,233
	の	1
	の	507
	の	15
	の	492
	の	3,727
	の	661
	の	754
	の	1,416
	の	2,311

第91期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	214,707	預 金	2,373,378
買 入 金 銭 債 権	2,162	譲 渡 性 預 金	9,863
金 銭 の 信 託	862	コ ー ル マ ネ ー	1,741
有 価 証 券	521,195	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	2,365
貸 出 金	1,765,020	借 用 金	14,429
外 国 為 替	3,460	外 国 為 替	248
リース債権及びリース投資資産	15,546	そ の 他 負 債	23,558
そ の 他 資 産	11,999	賞 与 引 当 金	654
有 形 固 定 資 産	24,378	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,439
建 物	5,074	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21
土 地	18,052	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	301
建 設 仮 勘 定	18	繰 延 税 金 負 債	115
その他の有形固定資産	1,233	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,410
無 形 固 定 資 産	1,168	支 払 承 諾	11,610
ソ フ ト ウ エ ア	659	負 債 の 部 合 計	2,445,140
その他の無形固定資産	508	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	1,962	資 本 金	16,062
支 払 承 諾 見 返	11,610	資 本 剰 余 金	13,327
貸 倒 引 当 金	△14,156	利 益 剰 余 金	71,783
投 資 損 失 引 当 金	△31	自 己 株 式	△1,067
資 産 の 部 合 計	2,559,886	株 主 資 本 合 計	100,105
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,660
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,860
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,120
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	14,400
		新 株 予 約 権	240
		純 資 産 の 部 合 計	114,746
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,559,886

第91期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		41,400
資金運用収益	23,542	
貸出金利息	18,338	
有価証券利息配当金	4,993	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	130	
その他の受入利息	80	
役務の取引等収益	7,156	
その他の業務収益	9,498	
その他の経常収益	1,203	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	1,202	
経常費用		36,798
資金調達費用	427	
預金利息	313	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息及び売渡手形利息	46	
債券貸借取引支払利息	19	
借入金の支払利息	39	
その他の支払利息	0	
役務の取引等費用	3,530	
その他の業務費用	8,150	
その他の経常費用	22,704	
貸倒引当金の繰入額	1,594	
その他の経常費用	391	
経常利益		4,602
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		513
固定資産処分損失	15	
減損	492	
その他の特別損失	5	
税金等調整前当期純利益		4,090
法人税、住民税及び事業税	831	
法人税等調整額	817	
法人税等合計		1,649
当期純利益		2,441
親会社株主に帰属する当期純利益		2,441

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社 佐賀銀行 監査役会
常勤監査役 鶴 田 賢 二 ㊦
社外監査役 井 寺 修 一 ㊦
社外監査役 田 中 俊 章 ㊦
社外監査役 池 田 巧 ㊦

以 上

<× 毛 欄>

 佐賀銀行